ぴーだま通信

2023年2月1日　NO.77
社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
中野区ファミリー・サポート事業
TEL 03-5380-0752 FAX 03-5380-6027
WEB http://www.nakanoshakyo.com
LINE登録をお願いします！！→

寒さが厳しい日が続いていますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。今号では、更新手続きのご案内、特別援助活動の新規申し込み等、大切なお知らせがあります。また、事前打ち合わせ票が2月から変更になります。新しい用紙が同封されていますので、必ず確認して下さい。

重要！ 事前打ち合わせ票が2月から新しくなります。

２月以降に実施する事前打ち合わせの際は、新しい用紙を利用して下さい。

事前打ち合わせ票の活用ポイント

『事前打ち合わせ票』と『安全チェックリスト』が別の用紙になりました。

『事前打ち合わせ票』：表面は緊急時の対応、裏面は、活動内容について記述出来るよう以前よりスペースを増やしました。また子どもの新規登録・活動内容の変更があれば、裏側を新たに印刷し追記できるようになっています。

『安全チェックリスト』：保育環境のチェックと子どもの体調のチェックが一枚で行えるようになりました。

詳しい活用方法は、ホームページで確認できます。

よくあるご質問

Q1 事前打ち合わせとは何ですか？

A 活動を行う前に、利用会員と預ける子どもと協力会員の三者で打ち合わせを行う（シミュレーション）ことです。

Q2 事前打ち合わせは何故必要なのですか？

A 協力会員の多くは、一般区民の方々で、保育の資格を持っていません。事前打ち合わせ（シミュレーション）を行う事で、お互い安全に活動が行えるようにするためです。

Q3 事前打ち合わせ票の書式を用意するにはどうしたらよいですか？

A 同封した事前打ち合わせ票を原紙にし、コピーして使用して下さい。また中野区社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

Q4 事前打ち合わせは、利用料が発生しますか？

A 事前打ち合わせから、利用料が発生します。利用会員から協力会員へ直接現金でお支払い下さい。

Q5 事前打ち合わせは１度でよいですか？

A 同じ活動内容であれば一人の協力会員に対して、一度事前合わせをすればOKです。ただし、活動内容や場所が異なる場合、改めて事前打ち合わせが必要です。

（例：保育園のお迎えのみの活動が、迎え後の預かりをすることになった。上の子のみの預かりが、下の子の預かりもすることになった）等

事前打ち合わせ票を活用し、お互い安心・安全な活動に心掛けましょう。
わからないことがあれば、事務局へご連絡ください。

安全講習のご案内

安全講習は、協力会員が必ず受講が必要な講座です。未受講の方は受講をお願いします。すでに受講した方も、繰り返し受講が可能です。お気軽にご参加ください。

安全講習

日時：2023年3月15日（水）　10:00～12:00
会場：スマイルなかの３階　AB会議室
内容：『子どもの事故』について、日頃の活動の内容の話を伺いながら、活動前に気を付けたいこと。
定員：15名（先着順）　電話でお申し込みください。
※2023（令和5）年度の日程は、5月以降にホームページ・LINEでお知らせします。

登録会員の皆様へ

2023 年度　会員更新手続きのご案内

更新手続きは**毎年度必要**です。**会員証の期限とは異なります**。お間違いなく！！

更新はがきが同封されている	更新はがきが同封されていない
会員番号 **0001～11547** （2022 年 12 月末日までに登録の方）	会員番号 **11548 以降** （2023 年 1 月以降に登録の方）
はがきに更新の有・無をご記入の上 事務局に返送してください	2023 年度自動更新 （会員更新手続きは**不要**） 退会希望の方は事務局にお申し出ください

2023 年 2 月 28 日(火)必着 6 3 円切手を貼って返送

※更新はがきの返送をもって、2023 年度の会員登録となります。年会費は無料です。

住所変更・子どもの追加等、個人情報の変更は、電話でご連絡ください。

（更新はがきには記入しないでください）

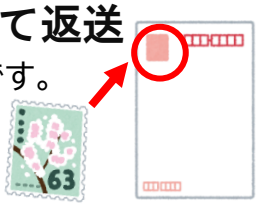

両方会員になって活動してみませんか？

お子さんが大きくなって、時間が空いた利用会員の皆さんへ利用会員から両方会員に種別変更してみませんか？できる時に、できることを、ご協力いただけるだけで大丈夫です。コーディネーターが相談に乗りながら、一緒に活動を支えます。お気軽にお問合せください。

新たに特別援助活動に更新・登録を考えている方へ

①　特別援助活動を更新の方はこちら

特別援助活動の利用会員で、特別援助活動の更新もご希望の方は、

1）更新はがきの返送（2023/2/28 必着）

2）2023 年度年会費の納入（2023/4/1～2023/4/30）が必要です。

詳細については、**別紙「特別援助活動　利用更新のお知らせ」**を必ずお読みください。

②　特別援助活動を新しく登録の方はこちら

対象：就労世帯（両親どちらかが育児休暇中の登録・利用は不可）

1.ホームページのダウンロード書式一覧の項目にある「⑫特別援助活動のしおり」の内容確認し印刷

2.事業の主旨・内容に同意の上、訪問の予約を取ってください。

3.4月1日以降の訪問の受付を3月23日(木)10:00から電話にて予約開始します。

（過去に登録された方、子どもの追加がある方は、事務局までお問合せ下さい。）

※現在、新型コロナウィルス感染症の影響で病児保育のご相談があっても協力会員が見つからない状況が続いています。ご迷惑をおかけしますが、このような状況をご理解のほどよろしくお願いいたします。

協力会員の皆さま

年度末の活動報告書の提出は **3 月 31 日(金)** までの提出となります。協力会員は、期日に遅れないよう事務局へ提出してください。

会員登録数（2022 年12月末日現在） （　）内は特別援助活動会員数	
利用会員	1,358 人(72 人)
協力会員	187 人(67 人)
両方会員	55 人
会員数合計	1,600 人